

Ⅱ．令和 6 年度自家用電気工作物等の 立入検査結果概要

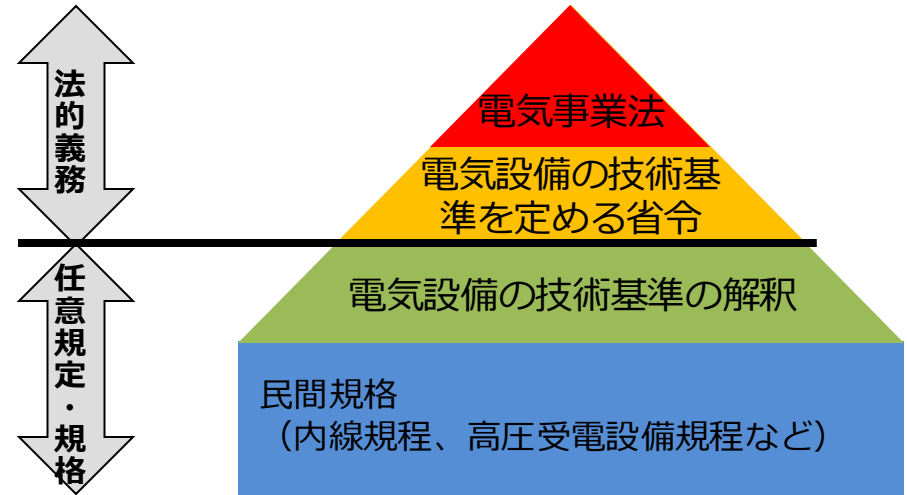
中国四国産業保安監督部 電力安全課

1. はじめに

電気事業法では、**自家用電気工作物の設置者**に対して**自主保安体制を確立**するため、以下の3点を義務付けている。

自主保安体制確保の義務

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持する義務（法第39条）
- ② 保安に関する組織、巡視・点検などを定めた保安規程を制定・遵守する義務（法第42条）
- ③ 電気工作物の保安の監督をさせるため主任技術者を選任する義務（法第43条）



電気事業法では、**国が自家用電気工作物の設置者**に対して**自主保安状況を確認**するため、立入検査で電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査できる旨が規定(法第107条第4項)されている。当部では立入検査で以下の4点等を確認し、電気工作物の設置者の法令遵守状況を確認している。

(立入検査での着眼点)

- ① 設置者が、法に規定されている義務を適切に果たしているか
- ② 事故の未然防止対策及び再発防止策が実施されているか
- ③ 技術基準遵守状況は適切か
- ④ 自主保安体制が確立されているか、またその運用状況はどうかなど

国が“設置者の自主保安体制確保の義務”を確認

電気による事故防止

2. 立入検査実施事業場及び結果

(1) 立入検査の分類と実績

①一般立入検査

年度最初に選定し、計画的に実施したもので 4 6 事業場、4 電気保安法人 に実施。

②臨時立入検査

保安確保上、緊急を要する場合等に実施するもの。昨年度においては未実施。

(2) 立入検査結果※3. ～5. の表においては、火力・水力・風力発電所に係る指摘は省略

4 6 事業場、4 電気保安法人のうち、2 3 事業場、2 電気保安法人で以下に記載する改善指導を行った。

①法手続き遵守状況

指摘事項なし。

②技術基準遵守状況

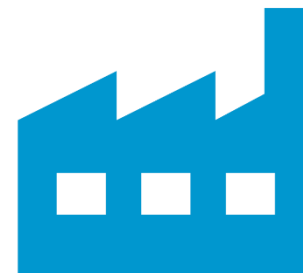
1 8 事業場で 4 8 件の指摘 を行った。

③保安規程遵守状況

1 2 事業場で 1 6 件の指摘 を行った。

④その他

8 事業場で 1 1 件の指摘、2 電気保安法人で 4 件の指摘 を行った。



3. 指摘事項（需要設備）

改善指示の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
		技術基準	12	接地抵抗値が過大。	電技解釈第17条	5
				低圧回路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。	電技省令第58条	4
				電柱の足場金具が地表上1.8m未満に設置されている。	電技解釈第53条	4
				事業場構内の架空電線が樹木等に接触している。	電技解釈第79条	2
				機械器具の鉄台及び外箱の接地未施工。	電技解釈第29条	2
				接地線の地表部分の防護が不適当。	電技解釈第17条	1
				必要な個所に地絡遮断器が未設置。	電技解釈第36条	1
				高圧受電設備の出入り口に立入禁止の表示がない。	電技解釈第38条	1
				配線に感電又は火災の恐れがある。	電技省令第56条	1
				高圧引込線の屋側配線において、接地されていることが確認できない。	電技解釈第117条	1
				小 計		22

3. 指摘事項（需要設備続き）

有	16	保安規程	11	保安規程に基づいた周期で日常・月次点検されていない。	保安規程	8			
				太陽光発電設備に係る点検基準が保安規程に定められていない。	保安規程	2			
				災害発生時の防災体制が整備されていない。	保安規程	1			
				過電流継電器単体試験が実施されていない。	保安規程	1			
				過電流継電器の動作特性試験結果が確認できない。	保安規程	1			
				主任技術者が太陽光の使用前自己確認結果や、点検記録を確認していることを書類で確認できない。	保安規程	1			
				連絡系統図が実態に即していない。	保安規程	1			
				小 計		15			
		その他	8	保安業務従事者が職務を誠実に行っていない。	施行規則第53条	4			
				保安規程が変更されているにもかかわらず、保安規程変更届出書を提出していない。	法第42条	1			
				絶縁監視装置が適切に動作していることが確認できない。	点検頻度告示	1			
				分電盤前が整理されていない。	注意事項	1			
				分電盤を改修すること。	注意事項	1			
				廃止及び使用していない機器を確認し、不必要な配線を撤去すること。	注意事項	1			
				主遮断装置の遮断容量の妥当性が確認できない。	注意事項	1			
				保護協調が適切にとられているか確認できない。	注意事項	1			
				小 計		11			
		無	14					指摘合計	48

4. 指摘事項（太陽電池発電所）

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	5	技術基準	4	【改善が推奨される事項】 設計図面(架構図、構造計算書)がない、又は構造計算が十分でないため、支持物の安全性を確認することができない。	電技解釈第46条第2項	14
				【改善が推奨される事項】 パネル台や架台、締結材(ボルト)に錆が発生している。	電技解釈第46条第2項	1
				【改善が推奨される事項】 使用されている部材、金具、ジョイント及び接合状態等の不備により、その安全性が確認できない。	電技解釈第46条第2項	1
				発電所構内に取扱者以外の者が立ち入らない措置が講じられていない。	電技解釈第38条	1
				小計		17
		保安規程	1	過電流継電器試験記録において、測定値が判定基準を満たしていなかったにも関わらず、判定結果が良とされていた。	保安規程	1
小計				1		
無	2				指摘等合計	18

4. 指摘事項（太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物））

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	1	技術基準	1	【改善が推奨される事項】 設計図面（架構図、構造計算書）がない、又は構造計算が十分でないため、支持物の安全性を確認することができない。	電技解釈第46条第2項	2
				【改善が推奨される事項】 パネル台や架台、締結材（ボルト）に錆が発生している。	電技解釈第46条第2項	1
				【改善が推奨される事項】 使用されている部材、金具、ジョイント及び接合状態等の不備により、その安全性が確認できない。	電技解釈第46条第2項	3
				小 計		6
無	0				指摘等合計	6

5. 指摘事項（電気保安法人）

改善の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	
						指摘件数
有	2	その他	2	保安業務従事者が職務を誠実に行っていない	法施行規則第53条第3項	1
				保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施していることが確認できない。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図っていることを確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4.(4)②	1
				受託手続きの管理ができていない。	保安管理業務マネジメント規程	1
				定期報告、レビューおよび規程の改正について、産業保安監督部長に報告されていない。	保安管理業務マネジメント規程	1
				小 計		4
無	2				指摘等合計	4

6. まとめ

- 保安規程に基づく月次点検・年次点検の確実な実施。
- 月次点検・年次点検時には、技術基準への適合状況を十分に確認する。
- 不良個所の適切な措置の実施。特に最近は接地抵抗値、絶縁抵抗値の不適合状況に対して措置がされていないケースが多い。
- （太陽電池発電所）構造計算書の有無及び内容確認。
- （電気保安法人）「レビュー」の適切な実施。絶縁監視装置の適切な使用。

- ◆ 保安規程に基づく保安管理を徹底し、立入検査において指摘事項がない事業場がある一方、自主保安の理解が不十分な事業場（設置者）も未だに見受けられる。
- ◆ 設置者は、電気主任技術者等から指摘を受けた場合には、その意見を尊重して速やかに対応する必要がある。
- ◆ また、設置者から保安管理業務の委託を受ける電気管理技術者等は、保安規程に定められた点検頻度・内容を確実に実施し、職務を誠実に行うことが必要。